別記様式第十号㈠から㈥までの規定中「㊞」を削る。
別記様式第十一号㈠及び㈡中「㊞」を削り、備考５を削り、同様式㈢及び㈣中「㊞」を削り、備考４を削り、同様式㈤及び㈥中「㊞」を削り、備考５を削る。
別記様式第十二号㈠及び㈡中「㊞」を削り、備考４を削り、同様式㈢及び㈣中「㊞」を削り、備考３を削り、同様式㈤及び㈥中「㊞」を削り、備考４を削る。
別記様式第十三号㈠及び㈡中「㊞」を削り、備考10を削り、同様式㈢及び㈣中「㊞」を削り、備考７を削り、同様式㈤及び㈥中「㊞」を削り、備考８を削り、同様式㈦及び㈧中「㊞」を削り、備考12を削る。
別記様式第十三号の二中「㊞」を削り、備考４を削る。
別記様式第十四号中「㊞」を削り、備考５を削る。
別記様式第十五号中「㊞」を削り、備考３を削る。
別記様式第十六号㈠及び㈡中「㊞」を削り、備考６を削り、同様式㈢及び㈣中「㊞」を削り、備考５を削り、同様式㈤及び㈥中「㊞」を削り、備考６を削る。
別記様式第十七号中「㊞」を削り、備考７を削る。
別記様式第十八号から別記様式第十八号の四までの様式中「㊞」を削り、備考２を削り、備考１を備考とする。
別記様式第十八号の五中「㊞」を削り、備考４を削る。
別記様式第十八号の六中「㊞」を削り、備考２を削り、備考１を備考とする。
別記様式第十九号中「㊞」を削り、備考６を削る。
別記様式第二十号㈠及び㈡中「㊞」を削り、備考５を削り、同様式㈢中「㊞」を削り、備考４を削る。
別記様式第二十一号㈠中「㊞」を削り、備考７を削り、同様式㈡中「㊞」を削り、備考５を削り、同様式㈢中「㊞」を削り、備考６を削る。
別記様式第二十二号中「㊞」を削り、備考３を削る。
別記様式第二十三号中「㊞」を削り、備考２を削り、備考１を備考とする。
別記様式第二十四号㈠及び㈡中「㊞」を削り、備考４を削り、同様式㈢中「㊞」を削り、備考３を削る。
別記様式第二十五号中「㊞」を削り、備考２を削り、備考１を備考とする。
別記様式第二十六号㈠及び㈡中「㊞」を削り、備考４を削り、同様式㈢及び㈣中「㊞」を削り、備考３を削り、同様式㈤及び㈥中「㊞」を削り、備考４を削る。
別記様式第二十七号及び別記様式第二十八号中「㊞」を削り、備考３を削る。
別記様式第二十九号中「㊞」を削る。
別記様式第三十号中「㊞」を削り、備考４を削る。
別記様式第三十一号中「㊞」を削り、備考３を削る。
別記様式第三十二号中「㊞」を削り、備考５を削る。
別記様式第三十三号中「㊞」を削り、備考３を削る。
別記様式第三十四号中「㊞」を削り、備考２を削り、備考１を備考とする。
別記様式第三十五号中「㊞」を削り、備考を削る。
別記様式第三十六号中「㊞」を削り、備考３を削る。
別記様式第三十七号中「㊞」を削り、備考５を削る。
別記様式第三十八号㈠中「㊞」を削り、備考４を削り、同様式㈡中「㊞」を削り、備考を削り、同様式㈢中「㊞」を削り、備考２を削り、備考１を備考とし、同様式㈣中「㊞」を削り、備考４を削る。
別記様式第三十九号中「㊞」を削る。
別記様式第四十号中「㊞」を削り、備考３を削る。
別記様式第四十一号中「㊞」を削り、備考２を削り、備考１を備考とする。
別記様式第四十二号中「㊞」を削り、備考３を削る。
別記様式第四十三号中「㊞」を削る。
別記様式第四十四号及び別記様式第四十五号中「㊞」を削り、備考を削る。
別記様式第四十六号中「㊞」を削り、備考２を削り、備考１を備考とする。
別記様式第四十七号中「㊞」を削り、備考を削る。
別記様式第四十八号中「㊞」を削る。
別記様式第四十九号及び別記様式第五十号中「㊞」を削り、備考を削る。
別記様式第五十一号及び別記様式第五十二号中「㊞」を削り、備考２を削り、備考１を備考とする。
別記様式第五十三号及び別記様式第五十四号中「㊞」を削り、備考４を削る。
別記様式第五十五号中「㊞」を削る。